文例1

平成○○年○○月○○日

檀家各位 or 氏 名 殿

# 墓地使用契約の締結について

宗教法人 〇〇寺 代表役員 〇〇 〇〇

常日ごろ菩提寺に御高配を賜り有難うございます。こうして法燈を灯し続けられるのも檀信徒の皆様のお陰でございます。重ねて厚く御礼申し上げます。さて、御高承のとおり、社会では盛んにコンプライアンス(法令遵守)が叫ばれるようになり、企業、団体、組織の運営において、その社会的責任を果たすために積極的に取組むことが求められてきています。宗教法人であるお寺とてその例外ではございません。法的には、寺院と檀信徒の双方が一定の使用規程を合意してはじめて使用関係が成立すると解釈されますので、現在、墓地を使用されている全ての檀家の皆様と契約を交わしておく必要があります。

つきましては、長い間お墓をお守り下さっている檀家様にも、あらためて墓地使用契約を結ばせていただきたく存じます。同封の墓地使用規程をご精読いただき、〇〇寺墓地使用確認申込書に署名・捺印(実印)のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。追ってこちらから使用確認書を郵送させていただきます。なにとぞ事情御賢察のうえ、御了承賜りたくお願い申し上げます。

「枝葉栄えんと欲せば、先ずその根を養うべし」という言葉があります。根がなくては木は立ちません。根が枯れてしまうと、幹も太らず、枝葉は茂らず、春が来ても美しい花を咲かせることはできません。根は先祖であり、幹は両親、そして枝葉は子孫です。父母・祖先を敬い供養することは、その形見である我が身を大切にすることであり、子孫によく受け継がれるものになります。故に昔からよく言われたものです。「身を立てて家を興す人、必ず先亡の供養を怠る者なし」と。どうかこの機会にご家族の皆様にもお話しをしていただき、先祖供養の大切さを伝えていただければ幸甚です。末筆ながら皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

敬具

# 祭祀承継者承認願出

	示	小口牙	<b>*</b> ////////////////////////////////////	11	<b>净、</b>	印心	州 口			
宗教法人「○○										
住職 ○○○○	殿									
					氏	名				
					住	所				
					本	籍				
上記の者今般、	祭祀承継	者を		B	氏と定る	めまし	たのでこ	この旨	fお届け	敗します
						平)	成	年	月	日
		上	記本人	氏名	1					
相続人氏名	印	続 柄			住	所			電話番	<b>号</b>
相続図(祭祀	承継者に(	○をつける	3)		最寄	りの駅	から自宅	ごまで	での略図	
御家族について(全員お書き下さい)										
氏 名	生年月日	続柄	職業		氏	名	生年月	月日	続柄	職業

このたび 家の祭祀を承継致しました。今後は規則等を遵守して○○寺の 護持と祖先の供養にはげみ信心を強固に持ちます。

	半成	牛	月	H
住	所			
祭祀承継者氏	名			
電 話 番	号			

# 祭祀承継者届

宗教法	人	$\Gamma$	)寺」
住職(	000	00	殿

			ł	被相続人足 最後の信 本					
上記の者のタ	<b> 於祀承継者</b>	を	氏	と定めま	したの	で相続	人の	連署の	うえお届
け致します。									
平成		. 日							
相続人氏	名 印	続 柄		住	所			電話番	<b>号</b>
相続図				最寄り	) の駅:	から自宅	まて	での略図	
御家族につ	いて(全員	お書き下	さい)						
氏 名	生年月日	続柄	職業	氏	名	生年月	日	続柄	職業
このたび				ました。	今後に	は規則等	を遵	    守して(	 ○○寺の

護持と祖先の供養にはげみ信心を強固に持ちます。

	平成	年	月	日
住 所				
祭祀承継者氏名				
雷 託 悉 县				

# ○○寺墓地使用権返還書

宗教法人「○○寺」 住職 〇〇〇〇 殿

使用許可を受けた下記の墓地を返還したいので、承諾書を添えて届け出ます。 なお使用場所はただちに原状回復いたします。

記

墓籍 第○○区画 第○○番

平成○○年○月○日

住 所

電 話

氏 名

(FI)

返還理由

# ○○寺墓地使用確認書

平成○○年○月○日付の墓地使用確認申込を受けて、貴殿が下記墓地を使用していることを確認・証明いたします。

記

墓籍 第○○区画 第○○番

平成○○年○月○日

住所

○○寺墓地管理者 宗教法人「○○寺」住職 印

○○○○ 殿

# 墓地使用確認申込書

宗教法人「○○寺」墓地管理使用規程を承認のうえ、下記の墓地区画の使用 を、確認願います。なお、使用にあたっては、宗教法人「○○寺 | 墓地(○○ 霊園)管理使用規程を厳守します。

記

墓籍 第○○区画 第○○番

平成○○年○月○日

住 所

電 話

氏 名

(EJ)

宗教法人「○○寺」

住職 〇〇〇〇 殿

# ○○寺墓地使用承諾書

平成○○年○月○日付の墓地使用申込を承諾し、その使用を許諾します。 記

墓籍 第○○区画 第○○番

平成○○年○月○日

住所

○○寺墓地管理者 宗教法人「○○寺」住職

(EII)

○○○○ 殿

# ○○寺墓地使用申込書

宗教法人「○○寺」墓地管理使用規程を承認のうえ、下記の墓地区画の使用 を、入檀料・永代使用料を添えて申込みます。なお、使用にあたっては、宗教 法人「○○寺」墓地(○○霊園)管理使用規程を厳守します。

記

墓籍 第○○区画 第○○番

平成○○年○月○日

住 所

電 話

氏 名

(EJ)

宗教法人「○○寺|

住職 ○○○○ 殿

#### 墓地PT報告「墓地管理使用規程」(30)

に使用者による撤去がないときは、管理者は、使用者の負担により物品を撤去 することができる。

#### 第7条

墓地上の樹木の植栽は樹高○○m以下のもので管理者の許可を要し、植栽後は管理者の指示に従わなければならない。

#### 第8条

使用者は自己の責任において、各使用墓所内の清掃を行い、墓地全体の風格 を汚すことのないよう努めるものとする。

## 附則

1 本細則は平成○年○月○日から施行する。

# ○○墓地 (霊園) 使用規程施行細則

#### 第1条(目的)

本細則は○○寺墓地管理使用規程(以下、「規程」という。)第3条にもとづき定められたものである。

#### 第2条

規程第5条1項にいう申込書の様式は様式1により、承諾書の様式は同2に よる。規程附則2にいう墓地使用確認申込書は様式3によりこれに対する確認 書は様式4による。

#### 第3条

規程第6条に基づき墓地使用権を返還するときは、様式5による墓地使用権 返還書により届出を行う。

#### 第4条

規程第7条第5号の護持会費は、年間○○円とし、墓域の広い会員について は適宜加算してこれを毎年春季彼岸会までに支払う。

#### 第5条

規程第9条1項の届出は様式6により、同条2項の承継承認願出は様式7に よる。

#### 第6条

管理者は墓地全体の美化・風格維持のために、使用者に対して墓地内の物品 (例:食器、供物、卒塔婆等)の撤去処分の依頼を連絡することができる。連 絡を受けたときは、使用者の責任において速やかに撤去する。連絡後5日以内

#### 墓地PT報告「墓地管理使用規程」(28)

使用者に対して相応の代替地等を用意して改葬を求めたときは、使用者はこれ を拒んではならない。

#### 第11条(不可抗力による事故の責任)

天災地変等の不可抗力、その他管理者の過失によらない事故によって発生した損害は、○○寺及び管理者は一切の責任を負わないものとする。

**2** 第三者の故意・過失による損害について○○寺や管理者はその責めを負わない。

#### 第12条(合意管轄)

墓地使用管理に関して係争が発生した場合の裁判管轄は、○○簡易裁判所ないしは○○地方裁判所(○○寺を管轄する裁判所)を第1審の裁判所とする。

#### 第13条 (規約の改廃)

本規程の改廃は、〇〇寺責任役員(会)の議決を経て行う。

#### 附則

- 1 本規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。
- 2 本規程施行前の墓地等の使用者は、本規程施行の日から1年以内に本規程 第5条第1項に準ずる「墓地使用確認申込書(様式3)」を提出するものとす る。

- (7)他の使用者の迷惑になるような行為をしたとき。
- **3** 本規程第8条1項2項により使用契約が解除されたときは、使用者は自己の費用負担により直ちに使用する墓所を現状に復して、管理者に返還しなければならない。
- 4 使用者が前項の義務に違反して解除から2年以内に墓石等の撤去をせず、また、焼骨を引き取らない場合には、管理者は墓石等を撤去処分した上、埋蔵された焼骨を供養のため墓地内に設置された納骨堂(あるいは集合墓所)に合祀することができる。この場合、管理者は、使用者に対して墓石の撤去処分、焼骨の移動に要した費用の賠償を請求することができる。

#### 第9条 (使用の承継)

使用者が死亡したときは、本規程の第4条を満たす祭祀承継者(民法第897条)が墓地の使用権を承継することができる。使用権の承継者は、使用者の相続人全員の連名で、〇〇寺に対し遅滞なく書面(様式6)によりその旨を届出なければならない。この場合、管理者は、使用権の承継者に対し、相続関係を明らかにするため、戸籍謄本の提出を求めることができる。また使用権の承継者は本規程の遵守も承継するものとする。

- 2 使用者が、生前にその地位を親族又はそれ以外の者に承継する場合は、その旨を書面(様式7)により届け出て管理者の承認を受けるものとする。なお本規程の遵守も承継するものとする。
- 3 使用者の死亡後、5年以内に祭祀承継者の届出がなされないときは、管理者は、墓石等の所有権と使用権が放棄されたものとみなし、墓石等を撤去処分し、埋蔵された焼骨を供養のため墓地内に設置された納骨堂(あるいは集合墓所)に合祀することができる。

## 第10条(管理権に基づく措置)

管理者が墓地につき、公用収用のため、または墓域整備その他の必要のため、

理者の承認を受け、管理者の指定する業者の施行によるものとする。

- ④墓地内に焼骨以外のものを安置しようとするときは管理者の許可を要し、そ の後も管理者の指示に従わなければならない。
- ⑤使用者は、管理者の定める墓地管理費を納入し、○○寺護持会規約に基づく 護持会員となり、所定の護持会費を納入しなければならない。
- ⑥使用者は、○○寺の典礼をもって追善供養を行うものとする。
- ⑦使用者は、住所等に変更が生じた場合には、速やかに管理者に届け出るもの とする。

#### 第8条(違反行為による使用契約の解除)

使用者が次の各号の一に該当するときは、○○寺は墓地の使用者に対して催告なしに直ちにその使用契約を解除することができる。

- ①○○寺の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、または妨げたとき。
- ②境内建物内若しくは境内地または墓地内で、〇〇寺の典礼、法要、儀式以外の宗教行為を行ったとき。
- ③使用者が○○寺の檀信徒でなくなったとき。
- ④使用者が使用権を第三者に譲渡、または転貸したとき。
- **2** 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、相当の期間を定めて、 履行又は改善若しくは除去を指示することができる。使用者が、管理者の指示 に従わないときは、○○寺はその使用契約を解除することができる。
- ①墓地以外の目的に使用するとき。
- ②土葬するとき。
- ③禽獣を埋葬するとき。
- ④正当の事由なく5年以上○○寺に参詣しないとき。
- ⑤3年以上の墓地管理費・護持会費の納入を怠ったとき。
- ⑥墓地上の墓碑その他の工作物が倒壊、破損その他修繕を要する状態にあると き。

込書(様式1)・承諾書(様式2)の様式は細則で定める。

- **2** ○○寺が、前項の申込を承諾し墓籍簿に登録したときに、申込者は使用者となる。
- **3** 管理者が墓地の管理のため必要と認めるときは、使用者に対し、使用上必要な措置、または特別の条件を付することができる。
- 4 墓地管理使用に関する管理者の使用者に対する意思表示は、管理者が使用者に対し、墓籍簿登録上の住所地に発信すれば、その翌日に効力が生じるものとし、到達することを要しない。
- **5** 第1項の承諾書等を紛失・汚損したときは、所定の手数料を添えて再交付をうけることができる。

#### 第6条 (墓地使用権の返還)

使用権を返還するとき(様式5)は、承諾書(様式2)を添えて管理者に届け出なければならない。その後の処置は第8条3項による。

**2** 前項の場合、いかなる理由があろうとも、永代使用料・護持会費は返還されない。

## 第7条 (使用者の義務)

使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければならない。

- ①焼骨を埋蔵若しくは収蔵をしようとするときは、あらかじめ管理者に対し、 法令に基づく埋葬許可証、改葬許可証を提出し、管理者の許可を受けて、○ ○寺の典礼に従うものとする。
- ②墓地使用者は、本規程及び細則に従い管理者の指定した区画を使用し、その 区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の墓地上の工作物を設 置し、その保全に当たるものとする。
- ③墓地上の工作物の設置、及びその変更、改造、移転等については、事前に管

# 宗教法人「○○寺」墓地(○○霊園)管理使用規程案(条文)

#### 第1条(目的)

○○寺の経営する墓地は、○○寺の檀信徒、およびその縁故者のために墳墓として供される。

**2** 本規程は、宗教法人「○○」寺(以下、「○○寺」という。)の経営する墓地の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

#### 第2条(管理者)

墓地の管理者(以下、「管理者」という。)は、○○寺の代表役員である住職とする。

#### 第3条 (管理者の権限)

管理者は、本規程・及び責任役員(会)の定める墓地管理使用規程施行細則 (以下、「細則」という。)に従って、墓地を管理する。

## 第4条 (墓地の使用者の資格)

墓地の使用者は、○○寺の檀信徒に限る。ただし、特に管理者が認めるときはこの限りではない。

2 使用者は、第7条②により管理者の指定した区画内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を所定の手続を経て埋蔵することができる。ただし、縁故者の焼骨を埋蔵する場合には、管理者の承諾を要する。

## 第5条(墓地使用の申込と承諾)

墓地の使用を申込む者は、入檀料・永代使用料を志納のうえ申込書に所定の 事項を記載し、○○寺の発行する承諾書により承諾を得なければならない。申 は、宗教法人法所定の手続を経ることが必須の条件です。代表役員(住 職)の独断で規約を変更することはしないで下さい。責任役員(会)の議 決の際は、議事録を作成し、議決の記録が後日に残るようにして下さい。

#### 附則

- 1 本規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。
- 2 本規程施行前の墓地等の使用者は、本規程施行の日から1年以内に本規程 第5条第1項に準ずる「墓地使用確認申込書(様式3)」を提出するものとす る。

#### 第11条 (不可抗力による事故の責任)

天災地変等の不可抗力、その他管理者の過失によらない事故によって発生した損害は、○○寺及び管理者は一切の責任を負わないものとする。

**2** 第三者の故意・過失による損害について○○寺や管理者はその責めを負わない。

#### ●解説

民法では、過失責任の原則(他人に損害を与えたとき、その損害が故意 または過失という帰責性〈=わざとまたは不注意という責める点〉がなけ れば、加害者が責任を負わないとする考え方)があり、不可抗力による事 故に対しては責任を負わないのですが、使用者とのトラブル回避のため、 不可抗力による事故の責任は負わない旨を規程に予め明記しました。

#### 第12条(合意管轄)

墓地使用管理に関して係争が発生した場合の裁判管轄は、○○簡易裁判所ないしは○○地方裁判所(○○寺を管轄する裁判所)を第1審の裁判所とする。

#### ●解説

訴訟を提起するときは、相手方の住所地を管轄する裁判所に提起するのが原則です。そうなると、使用者が遠隔地に居住していた場合、時間と費用をかけて遠方の裁判所に訴訟を提起することになります。ただし、裁判管轄は合意で決められるため、本規程では、寺院最寄りの裁判所が管轄となるようにしています。

#### 第13条 (規約の改廃)

本規程の改廃は、○○寺責任役員(会)の議決を経て行う。

#### ●解説

第3条でも述べましたが、墓地管理使用規程に拘束力を持たせるために

この規程の存在によって、使用者の方も祭祀承継問題を早く解決しようとの動機付けになります。ただし、墓石等の撤去処分という厳しい処分を行うことから、自力救済禁止原則の観点から問題が生じてきます。場合によっては、裁判所によって本規程は無効であり、墓石等の撤去処分は違法であるとの判断が下される恐れがあります。使用者の死亡後、5年以上祭祀承継者の届出がなされないからといって、いきなり墓石等の撤去処分・焼骨の合祀をしてしまうと損害賠償責任が発生しかねません(そもそも、合祀のために改葬するにあたっては、使用者の承諾か判決が必要であることは前述のとおりです)。3項も速やかな祭祀承継者の届出を促すための「伝家の宝刀」として用いるべきです。弁護士等の専門家を交えて、慎重にことを進めていく必要があります。

#### 第10条(管理権に基づく措置)

管理者が墓地につき、公用収用<sup>6)</sup>のため、または墓域整備その他の必要のため、使用者に対して相応の代替地等を用意して改葬を求めたときは、使用者はこれを拒んではならない。

#### ●解説

裁判例上、寺院境内型墓地の使用者は、寺院の機関決定を経た指示に従う義務を負うとされています(仙台地裁昭和43年3月4日判決、東京地裁平成21年10月20日判決)。したがって、仮に、規程がなくとも墓地の区画整理は、責任役員会の議決等の機関決定を経れば可能ですが、争訟となったとき、区画整理の根拠を巡って議論の応酬が繰り返される恐れがあります。そのような事態にならないように、管理権にもとづき区画整理ができる旨の規程を盛り込みました。

<sup>6)</sup>公共事業に用いるため国または地方公共団体等が国民から特定財産を強制的に取得する ことであり、公用徴収ともいいます。

出なければならない。この場合、管理者は、使用権の承継者に対し、相続関係 を明らかにするため、戸籍謄本の提出を求めることができる。また使用権の承 継者は本規程の遵守も承継するものとする。

- 2 使用者が、生前にその地位を親族又はそれ以外の者に承継する場合は、その旨を書面(様式7)により届け出て管理者の承認を受けるものとする。なお本規程の遵守も承継するものとする。
- 3 使用者の死亡後、5年以内に祭祀承継者の届出がなされないときは、管理者は、墓石等の所有権と使用権が放棄されたものとみなし、墓石等を撤去処分し、埋蔵された焼骨を供養のため墓地内に設置された納骨堂(あるいは集合墓所)に合祀することができる。

#### ●解説

墓地のような祭祀財産は、通常の相続財産とは区別され、相続人が相続 分に従って相続するのではなく、祭祀承継者が承継することになります。

祭祀承継者の決め方は民法897条にあり、①被相続人(従前の祭祀承継者)の指定、②慣習があれば慣習による、③家庭裁判所による決定という順番で祭祀承継者が決められることになります。上記の決め方によらなくても相続人全員の合意によって祭祀承継者を決めても問題はないとされています。本規程では、祭祀承継を巡る紛議の防止という観点から相続人全員の連名での届出が必要であるとしていますが、相続人全員の連名での届出ができないような事情があるときは、それに代わるものとして家庭裁判所の調停や審判があれば、調停や審判で指定された者を祭祀承継者として扱っても問題はありません。

祭祀承継者が決まらない状態が長く続くと、墓地は荒れるがままになり、 無縁墓となりかねません。そうなった場合、墓地の管理運営上、重大な支 障となりかねません。そこで、5年以内に祭祀承継者の届出がなされない ときは、墓石等を撤去処分の上、焼骨を合祀できる旨の規程を設けました。 告を行った上で、履行がなきときは解除できるとしています。

4項では、墓地使用契約解除から2年以内に使用者が墓石の撤去等が行 われなかったときは、管理者が墓石等を撤去処分した上で、焼骨を合祀す ることができると規定しています。ただし、解除事由があって解除したと しても墓石の撤去は、個人の財産権を侵害する重大な行為ですので、後で 使用者から違法な自力救済にあたるとして、損害賠償請求がなされる恐れ があります。また、合祀に関しては、墓埋法上の問題があります。墓地、 埋葬等に関する法律施行規則2条1項は、市町村長の改葬の許可を受けよ うとする者は、一定の事項が記載された申請書を市町村長に提出しなけれ ばならないと定め、同条2項は、そのような書類として、「墓地使用者等 以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対 抗することができる裁判の謄本 | が必要であるとしています。すなわち、 合祀のために改葬するにあたっては、使用者の承諾書ないしは裁判所の判 決が要求されます。そのため、解除したからといって、寺院が勝手に合祀 することはできず、使用者の承諾をもらうか(恐らく承諾してくれないで しょうが。)、裁判を提起して判決をもらう必要があります。4項は、解除 後に使用者に任意の履行を促すための「伝家の宝刀」として用いるべきで す。もし、使用者が任意に墓石等を撤去しなかったときは、訴訟を提起す ることになります。4項を実際に実行する際は、このように微妙な問題を はらんでいますので、一度弁護士に相談して下さい。

## 第9条 (使用の承継)

使用者が死亡したときは、本規程の第4条を満たす祭祀承継者(民法第897条)が墓地の使用権を承継<sup>5)</sup>することができる。使用権の承継者は、使用者の相続人全員の連名で、○○寺に対し遅滞なく書面(様式6)によりその旨を届

<sup>5)</sup> 承継と継承の似ている用語があるが、法律用語としては承継が一般的です。

履行又は改善若しくは除去を指示することができる。使用者が、管理者の指示 に従わないときは、○○幸はその使用契約を解除することができる。

- ①墓地以外の目的に使用するとき。
- ②土葬するとき。
- ③禽獣を埋葬するとき。
- (4)正当の事由なく5年<sup>4)</sup>以上○○寺に参詣しないとき。
- ⑤3年以上の墓地管理費・護持会費の納入を怠ったとき。
- ⑥墓地上の墓碑その他の工作物が倒壊、破損その他修繕を要する状態にあると き。
- (7)他の使用者の迷惑になるような行為をしたとき。
- **3** 本規程第8条1項2項により使用契約が解除されたときは、使用者は自己の費用負担により直ちに使用する墓所を現状に復して、管理者に返還しなければならない。
- 4 使用者が前項の義務に違反して解除から2年以内に墓石等の撤去をせず、また、焼骨を引き取らない場合には、管理者は墓石等を撤去処分した上、埋蔵された焼骨を供養のため墓地内に設置された納骨堂(あるいは集合墓所)に合祀することができる。この場合、管理者は、使用者に対して墓石の撤去処分、焼骨の移動に要した費用の賠償を請求することができる。

#### ●解説

使用者に重大な規律違反があったときに、墓地使用契約を解除できるとの規定です。規律違反の中でも、典礼施行権がないがしろにされるなど寺院にとって到底看過できない事由については、催告することなく解除できるとしています(民法上、解除するときは、解除の意思表示前に履行を再度催告することになっています。)。その他の規律違反については、予め催

<sup>4) 5</sup>年という期間は常識的な範囲として例示しました。

すので檀信徒が負担するその他の費用 (宗派課金、水道光熱費、建物修 繕費等) の中に含めて、一括して護持会費とするのも一方法です。

- ⑥津地裁昭和38年6月21日判決は、寺院境内型墓地における典礼施行権について、寺院境内型墓地に内在する権利であることを前提としていました。そして、従前の実務でも、同様に考えられてきました。ところが、宇都宮地裁平成24年2月15日判決(判例タイムズ1369号208ページ)は、墓地使用権を承継した者については、墓地使用規則に典礼施行権が規定されていないことを主な理由として、寺院の典礼施行権は及ばないと判示しました。宇都宮地裁判決を前提にすると、墓地使用規則に典礼施行権に関する規定がないときは、使用者に対して典礼施行権を主張できなくなる可能性が高いため、「使用者は、○○寺の典礼をもって追善供養を行うものとする。」と使用者は寺院の典礼施行権に従わなくてはならない旨を規定しています。
- ⑦使用者の住所等の連絡先が分からないと、墓地管理上の問題が生じたとき、使用者に対する適切な措置が取れないため、使用者に対して住所等の連絡先の変更があったときに管理者に届け出ることを義務付けています。

## 第8条(違反行為による使用契約の解除)

使用者が次の各号の一に該当するときは、○○寺は墓地の使用者に対して催告なしに直ちにその使用契約を解除することができる。

- ①○○寺の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、または妨げたとき。
- ②境内建物内若しくは境内地または墓地内で、〇〇寺の典礼、法要、儀式以外の宗教行為を行ったとき。
- ③使用者が○○寺の檀信徒でなくなったとき。
- ④使用者が使用権を第三者に譲渡、または転貸したとき。
- 2 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、相当の期間を定めて、

証と呼ばれます。)、これを墓地の管理者に提出して納骨する。

改葬:①改葬希望者は、改葬元の墓地の管理者から埋葬証明書を入手する。

- ②改葬希望者は、改葬先の墓地の管理者から受入証明書を入手する。
- ③改葬希望者は、埋葬証明書と受入証明書を添えて、改葬元の墓地 等がある市町村役場に改葬許可申請書を提出する。
- ④改葬希望者は、改葬許可証を改葬先の墓地等の管理者に提出する。
- ②墓地の区画を明確にして、墓地境界紛争等の墓地管理秩序を乱すような 事態を防止するための規定です。また、「本規程及び細則に従い」と明 記することで、細則にも拘束力があることを明確にしています。
- ③使用者に墓地区画上の工作物の設置等について無制限に許していると奇抜な工作物が設置されるなど墓地の景観が乱れされるおそれがあるため、墓地上の工作物の設置、及びその変更、改造、移転等については、事前に管理者の承認が必要であるとしています。管理者の指定する業者の施行が必要としている点については、独占禁止法上、抱き合わせ販売等にあたり、「不公正な取引方法」にあたるのではないかとの指摘がなされています。しかしながら、管理者が業者を指定することは、墓石の保守を含め、一定以上の水準を有する業者による墓地の継続的管理を目的とするものですから、あながち不当なものとはいえないことから、指定業者がその地位を利用して、使用者に対して著しく高額な負担を強いるような場合を除き、業者指定制は独占禁止法違反ではないとされています。
- ④墓地内に焼骨以外のものを使用者の自由に埋蔵することを認めると、墓 地内の風紀・雰囲気が乱されることになりかねず、焼骨以外のものを埋 蔵するときは管理者の承認を要するとしました。
- ⑤墓地管理費は、規程上の根拠がないと使用者に請求するのは困難である ため、墓地管理費の支払いは、墓地使用者の義務であることを明らかに しました。尚、墓地管理費は消費税の対象となるという考え方がありま

11

- ①焼骨を埋蔵若しくは収蔵をしようとするときは、あらかじめ管理者に対し、 法令に基づく埋葬許可証、改葬許可証<sup>3)</sup>を提出し、管理者の許可を受けて、
  - ○○寺の典礼に従うものとする。
- ②墓地使用者は、本規程及び細則に従い管理者の指定した区画を使用し、その 区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の墓地上の工作物を設 置し、その保全に当たるものとする。
- ③墓地上の工作物の設置、及びその変更、改造、移転等については、事前に管理者の承認を受け、管理者の指定する業者の施行によるものとする。
- ④墓地内に焼骨以外のものを安置しようとするときは管理者の許可を要し、そ の後も管理者の指示に従わなければならない。
- ⑤使用者は、管理者の定める墓地管理費を納入し、○○寺護持会規約に基づく 護持会員となり、所定の護持会費を納入しなければならない。
- ⑥使用者は、○○寺の典礼をもって追善供養を行うものとする。
- ⑦使用者は、住所等に変更が生じた場合には、速やかに管理者に届け出るもの とする。

#### ●解説

①埋葬・改葬には、墓埋法所定の手続が必要となることを注意的に規定したものです。墓埋法上の埋葬・改葬の手続について下に掲げます。

埋葬:①使用者は、市町村役場から火葬許可証を入手する。

- ②使用者は、火葬場の管理者に火葬許可証を交付して、火葬してもらう。
- ③使用者は、火葬場から火葬執行済等の必要事項を記入してもらった上で、火葬許可証の返還を受け(記入が済んだものは埋葬許可

<sup>3)</sup> 墓地埋葬法第16条では許可証の保存期間を5年間としています。

と解されています。そこで、本規程では、意思表示は、発信の翌日に効力 が生じるとの発信主義を盛り込んでいます。

#### 第6条 (墓地使用権の返還)

使用権を返還するとき(様式5)は、承諾書(様式2)を添えて管理者に届け出なければならない。その後の処置は第8条3項による。

**2** 前項の場合、いかなる理由があろうとも、永代使用料・護持会費は返還されない。

#### ●解説

墓地使用権の返還手続について規定しています。承諾書とは、第5条1 項規定の承諾書です。

墓地使用権の法的性質は、慣習法上の物権・無名の使用貸借関係・地上 権類似の物権といった様々な解釈がありますが、本規程は、墓地使用権の 返還は、使用者が無償で行わなければならない(寺院に対して墓地使用権 の買取を求めることはできない。)ことを明らかにしたものです。

永代使用料とは、一般に、土地を使う権利を永代に渡って取得するための料金のことだとされます。墓地使用契約の中途解約における永代使用料の返還義務の有無が問題となった裁判例として京都地方裁判所平成19年6月29日判決があります。この判決では、永代使用料の性質は、使用期間に対応した使用の対価ではなく、墓地使用権の設定に対する対価であるとし、墓地使用契約が中途解約されても、それは墓地使用権の放棄であって、支払済みの永代使用料についての返還義務はないとしています。とはいえ、使用者とのトラブル防止のためには、永代使用料を返還しない旨規程に盛り込んだ方が良いでしょう。

## 第7条 (使用者の義務)

使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければならな

- **3** 管理者が墓地の管理のため必要と認めるときは、使用者に対し、使用上必要な措置、または特別の条件を付することができる。
- 4 墓地管理使用に関する管理者の使用者に対する意思表示は、管理者が使用者に対し、墓籍簿<sup>1)</sup>登録上の住所地に発信すれば、その翌日に効力が生じるものとし、到達することを要しない。
- **5** 第1項の承諾書等を紛失・汚損したときは、所定の手数料を添えて再交付をうけることができる。

#### ●解説

契約は、申込と承諾によって成立するため、申込と承諾の手続を規定しています。前述のように、申込書には、墓地管理使用規程に従う旨の一文を入れた上で使用者に署名捺印させる方が良いでしょう。

墓籍簿は、株主名簿と同様に、誰が墓地の使用者であるかを明確にする ものですので、正確に記載し、厳重に保管をしておくべきです。

4項について、民法97条では、意思表示の効力が生じる時点は、原則として「到達主義」となっており、意思表示が相手方に到達したときに初めて意思表示の効力が生じることになります。したがって、檀家の義務違反によって墓地使用契約を解除しようとしても、解除通知が相手に届かなければ、墓地使用契約は解除されません。もし、檀家が所在不明ならば、墓地使用契約を解除するためには、公示送達2)という面倒な手続をしなければなりません。到達主義は任意規定なので、当事者間の特約で排除できる

<sup>1)</sup> 墓地埋葬法第15条第1項では「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類を備えければならない」とし墓籍簿の備え付けを規定しています。墓籍簿とは墓地使用者・埋葬者等の内容が記されている書類であり、過去帳でも可能と考えられます。

<sup>2)</sup> 文書などを簡易裁判所に申し立てを行い、一定期間の掲示後に相手への送達がみなされる制度。相手方の住所等が不明で書留郵便等によっても、送達でいない場合に行う方法です。

おいたものです。各寺院において個別に想定される問題もあるものと思われます。そのときは、弁護士などの専門家に相談しながら、約款・細則に修正を加えていただくようお願いします。約款・細則を制定・変更する際は、必ず、責任役員会の決議等宗教法人法・寺院規則規定のしかるべき手続きを踏んで下さい。また、約款・細則の内容は、墓地利用者に掲示や配布などの方法により周知徹底するようにして下さい。

#### 第4条 (墓地の使用者の資格)

墓地の使用者は、○○寺の檀信徒に限る。ただし、特に管理者が認めるときはこの限りではない。

2 使用者は、第7条②により管理者の指定した区画内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を所定の手続を経て埋蔵することができる。ただし、縁故者の焼骨を埋蔵する場合には、管理者の承諾を要する。

#### ●解説

本件墓地は寺院境内型墓地であることから、墓地の使用者の資格を原則として檀信徒に限る旨を明らかにしました。

2項では、墓地に埋蔵することができる焼骨の範囲を明らかにしています。埋蔵できる焼骨の範囲を限定せずに焼骨の埋蔵を認めてしまうと、墓地の秩序が乱れ、寺院境内型墓地の特質が失われかねませんので、縁故者の焼骨の埋蔵は管理者の承諾が必要であるとしています。

## 第5条 (墓地使用の申込と承諾)

墓地の使用を申込む者は、入檀料・永代使用料を志納のうえ申込書に所定の 事項を記載し、○○寺の発行する承諾書により承諾を得なければならない。申 込書(様式1)・承諾書(様式2)の様式は細則で定める。

**2** ○○寺が、前項の申込を承諾し墓籍簿に登録したときに、申込者は使用者となる。

(以下、「細則」という。) に従って、墓地を管理する。

#### ●解説

本規程及び細則に管理者・使用者に対する拘束力があることを明らかに しています。

ところで、墓地管理使用規程は、如何なる要件で使用者に対して拘束力 が発生するのでしょうか。この点、墓地使用契約を売買や賃貸借などの有 償双務契約と考えるならば、使用者の同意が必要となります(私的自治の 原則の下では、当事者の合意が法的拘束力の発生根拠となります)。ただ、 寺院境内型墓地の場合、その性質上、全ての墓地使用者が檀信徒であるこ とが予定されているため、使用者としては寺院を支えていく義務があり、 当該寺院が責任役員会等のしかるべき議決機関において決議した事項に従 うのは当然とも考えられます。この点、東京地裁平成21年10月20日判決 (判例タイムズ1328号139ページ)は、「本件墓地は寺院墓地であって、そ の性質上、すべての墓地使用者が原告の檀徒であることが予定されている から、墓地使用者は、宗教法人法所定の手続に則って本件区画整理事業を 行うことが決定された場合、この決定に従って本件区画整理事業に協力す る義務を負うのであって、原告との間で締結された墓地使用契約に基づく 墓地使用権もこのような制約を伴うと考えるのが相当である。」と判示し、 寺院境内型墓地の特殊性を尊重しています。

したがって、墓地管理使用規程は、責任役員会の議決等の宗教法人法所 定のしかるべき手続を踏めば、使用者に対する拘束力が生じるものと考え られます。ただし、墓地管理使用規程の拘束力について、確固たる判例は ありませんので、念のため、使用申込書(様式1)や使用確認書(様式 4) 等に「墓地の管理使用は、墓地管理使用規程によることを承諾する。| 旨の文言を盛り込んで使用者に署名捺印させた方がいいでしょう。

※この約款・細則は、一般的に想定される墓地に関する法律問題を念頭に

# 宗教法人「○○寺」墓地(○○霊園)管理使用規程案(逐条解説)

#### 第1条(目的)

○○寺の経営する墓地は、○○寺の檀信徒、およびその縁故者のために墳墓として供される。

**2** 本規程は、宗教法人「○○」寺(以下、「○○寺」という。)の経営する墓地の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

#### ●解説

墓地の種類は、大まかに言って①個人型墓地、②村落型共同墓地、③寺院境内型墓地、④事業型墓地、⑤公営型墓地に別れます。寺院境内型墓地以外の墓地は、墓地使用者の宗教が多種多様ですが、寺院境内型墓地は、墓地使用者が当該寺院の檀信徒であることが予定されているというのが特質です。その特質ゆえ、寺院は、墓地に典礼施行権(自宗派の典礼を施行する権利)を行使できるとされています(津地裁昭和38年6月21日判決)。本条は、墓地が寺院境内型墓地であることを明らかにしています。

### 第2条(管理者)

墓地の管理者(以下、「管理者」という。)は、○○寺の代表役員である住職とする。

#### ●解説

第3条以下に、墓地の管理者の権限・役割の大きさが規定されています。 管理者の権限・役割の重大さに鑑みると、管理者を寺院の代表者である住 職とすべきです。

### 第3条 (管理者の権限)

管理者は、本規程・及び責任役員(会)の定める墓地管理使用規程施行細則

「墓地使用確認申込書【様式3】」、「墓地使用確認書【様式4】」、「墓地使用権 返還書【様式5】|、「祭祀承継者届【様式6】|、「祭祀承継承認願【様式7】| を付した。様式6・7については、『Q&A墓地・納骨堂をめぐる法律実務』 (新日本法規出版) 四七五、四七六頁を参考に作成したものである。また既存 檀家で墓地使用契約を結んでいない場合に、契約を御願いする文章の雛型とし て、「墓地使用契約締結依頼文【文例1】」を収蔵した。各寺院の事情に応じて 適宜に活用いただきたい。

宇都宮地裁判決 15日)

墓地使用権を継承した者が (平成24年2月 | 異なる宗派となった場合、 墓地使用規則の有無、慣行 などから、無典礼で埋葬蔵 を行うことを条件とする依 頼は断れない場合もある。 ただし、異教の典礼の施行 を条件とする依頼は拒絶す ることができる

墓地使用権を継承した者が異なる宗 派となった場合にまで「使用者は寺 院の典礼に従わなければならない と定めた墓地使用規則はなかった。 また転宗者が出た場合にも寺院の典 礼の方式に従うとの慣行があったこ とも認められない。それらのことか ら異教徒の墓地使用権継承者に対し て寺院の典礼の方式に従うよう求め る効力があるとするのは困難である

(寺門興隆2012年10月号より)

# おわりに

「墓地管理使用規程」の作成にあたっては、長谷川法律事務所所長・日蓮宗 顧問弁護士の長谷川正浩師に監修頂き、同師の『Q&A 墓地・納骨堂をめぐ る法律実務』(新日本法規出版株式会社、2001年11月) 所収の「墓地・納骨堂 管理使用規程(例)」を底本とした。逐条解説は、横浜関内法律事務所・日蓮 宗顧問弁護士の本間久雄師に依頼し、各条文の解説や注意すべき点を平易な文 体で執筆して頂いた。両師には衷心より感謝の意を表したい。また、条文の検 討にあたっては、全国各地の寺院で実際に施行されている墓地使用規則を参照 した。資料を提供頂いた各聖に厚く御礼申し上げる次第である。

ここに提案した「墓地管理使用規程」は、寺院境内型墓地に限定したもので あり、条文中に示した年数や日数は目安として提示したものである。今後、各 寺院における墓地管理使用規程の整備や改訂の際に、一つの参考として用いて 頂ければ幸いである。

先祖代々の墓地を受け継ぎ、それが次の世代へと受け継がれていくことによ って、信仰が受け継がれていくことの尊さが伝わっていくことを願ってやまな 11

なお付録として、「墓地使用申込書【様式1】」、「墓地使用承諾書【様式2】」、

み、「ひな形 | としての「墓地使用規則 | 及び「細則 | を作成することとした ものである。

作成にあたっては、宇都宮地裁判決で「寺と使用者間の使用権合意時に認め られた「寺の典礼に従う」という合意が、それを承継した者には「使用権」の み認め「典礼に従う」という合意の拘束力が及ばなかった〕という問題点も踏 まえ、使用「権」者が負うべき「義務」まで含めた承継について注意を払った。 詳細については墓地管理使用規程案及び解説を参照されたい。

寺と檀徒の信頼関係の上に寺院及び墓地等の運営が成り立っているのは言う までもないことである。しかしながら、大きな社会の変化の中で「信仰」に対 する重さも変化し、寺院を取り巻く状況が変化していることも否めない。三離 れといわれて久しいが、それぞれの関係が希薄になってきているのも事実であ る。将来的に寺も檀徒も安小して墓地の運営・使用ができるよう、この墓地使 用規則が必要であるということを認識されたい。旧来の墓地利用者に新たに規 則の同意を求めることには抵抗があるかもしれないが、これまでの信頼関係が あるからこそ、こうした規則の必要性もまた理解して頂けることと考える。

## 寺院墓地における異教徒に対する埋葬蔵拒絶に関する2つの判決

判決	異教徒の埋葬蔵を 拒絶できるか	裁判所の判断理由
津地裁判決 (昭和38年6月 21日)	①異教の典礼の施行を条件とする依頼、②無典礼で埋葬蔵を行うことを条件とする依頼。以上の2種の依頼に関して、お寺は拒絶することができる	お寺は自派の典礼を施行する権利を 有する。左記①②のような依頼に対 しては、お寺は自派の典礼施行の権 利が害されるということを理由に埋 葬蔵を拒むことができる。この理由 による拒絶は墓埋法第13条にいう拒 絶できる正当な理由である

り、その者が浄土真宗本願寺派とは異なる典礼の方式を行うことを○○寺 が拒絶できるに過ぎないと解するのが相当である。《以下略》

以上のように、墓地使用権合意時における「黙示の合意」は認めたものの、 その使用権の承継者までには「合意」の拘束力を認めず、結果的に無典礼の方 式による遺骨の埋蔵を認める判決がなされたのである。

ここで、異教徒に対する埋葬蔵拒絶に関する判決を見直してみたい。昭和38年6月21日津地裁の判決がこれまで大きな指針とされてきた。これは昭和30年代、創価学会への改宗者が大量に出た中で墓地利用者の信仰の自由と寺の信仰との調整を図ったものであった。内容を整理すると、そもそも寺は自派の典礼を施行する権利(典礼権)を有し、異教の典礼を条件とする依頼や無典礼での埋葬蔵を条件等する依頼は、寺の典礼権の侵害を理由に埋葬蔵を拒むことができるとし、これは墓埋法第十三条の「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。」にある「正当な理由」にあたるものであると認定したものである。

宇都宮地裁判決は、「無典礼による遺骨の埋蔵」を認めている点で上記の判決に反するように思われるが、この場合いくつかの特殊事情があったという。
①異教の墓石が複数建立されていても寺が異議をいわなかった、②埋葬許可証の提出を受けた後の法名授与や過去帳への記載などを通じて本来なされるべき門徒の動向の把握ができていなかった、③墓地使用規則を備えていなかった、ということである。すなわち寺の典礼権行使のためには上記のような手続きの必要性を指摘したものであり、特段に津地裁判決に反するものではないといえるのである(『寺門興隆』2012年10月号)。寺の典礼権を守るために、上記のような条件が示されたと解釈をすれば、寺側も対処をしておかなければならない。上記①②のような問題点があるとすれば、即座に対処可能であろう。しかしながら③の規則については、すぐに作成できるものではない。こうした状況を鑑

# 作成の経緯

寺院境内墓地は、寺と使用者(檀徒)との間のいわゆる「黙示の合意」によって、古来の慣習に則り運営されてきたが、『墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)』が平成20年5月に規則(省令)、平成23年には法律の改正がなされ、墓籍簿等の備え付け、閲覧義務など(関係書類の作成義務を定めたものではないとの「回答」が厚生省(当時)からあったというが)をはじめとして、大きな変化に見舞われているということは間違いないことである。これまで曖昧なままに、「しきたり」や「慣習」の中においたままにしてきた「境内墓地の運営」について見直さなければならない重要な時期に来ていることを認識するべきである。

平成24年2月、栃木県宇都宮地裁において、一つの判決が出された。同県内の浄土真宗寺院の墓地において、創価学会に転宗した者(Aとする)が、無典礼による亡妻(B子とする)の遺骨埋蔵をしようとし、それを寺が拒んだことに対して遺骨埋蔵と慰謝料を請求して裁判が行われたのである。これについての判決は以下の通りである。

○○寺の墓地は寺院墓地であり、墓のほとんどは浄土真宗本願寺派の典礼に従い使用されてきたことが認められる。B子の祖父が同寺との間で墓地使用権を合意するにあたっても、同寺の典礼の方式に従い墓地を使用するとの黙示の合意が成立していたと認めるのが相当である。しかしながら墓地使用権を承継した者が異なる宗派となった場合にまでこの黙示の合意の拘束力が及ぶかどうかについて定めた墓地使用規則はない。また、そうした転宗者が出た場合にも○○寺の典礼の方式に従うとの慣行があったことを認めることもできない。《中略》以上によれば、本件墓地使用権を承継した者が異なる宗派となった場合に、その者に対し○○寺の属する浄土真宗本願寺派の典礼の方式に従うよう求める効力があるとするのは困難であ

# はじめに

今回、現代宗教研究所において、宗教法人としてのお寺が、社会的にも適正な管理・運営をしていくこと、特に墓地をめぐる紛争を事前に回避し、かつ祭祀継承を円滑に行うために、法律上の問題を整理し、雛型となる墓地使用規程を作成していくこととなった。

寺院境内墓地は広く日本全国に普及しており、檀家制度を支える寺檀関係の根幹として寺と墓は切り離せないものである。にもかかわらず、墓地の運用を巡って様々なトラブル事例が報告されるようになった。そもそも墓地管理者である住職が、使用者(檀信徒)と墓地使用について取決めを行わずに経過している場合や、明文化された墓地使用規程が施行されていても、想定外の事例に規程内容が不十分で対応できなかったというケースもある。

背景には、人口の過疎・過密、因習的な家制度の崩壊による核家族化、新宗教の台頭などに起因し寺院墓地の存在も影響を受けてきたこと。合祀墓、特に永代供養墓、夫婦墓、個人墓といったお墓の形態も多種多様になり、さらには、墓標として人工物を用いず、従前の墓そのものを必要としない人々が、散骨、樹木葬などの自然葬を望む風潮が強くなっていることも挙げられる。葬送ビジネスの一環として、墓地経営に民間事業者の参入が顕著になってきたことも看過できない。お墓に対する意識の多様化が進むと同時に、少子化・人口減少の時代にあって、いったい誰がお墓を継承してくれるのかという問題も各寺院に重くのしかかっている。

勿論、この規程が全能である訳ではなく、それぞれの地域の慣習やしきたり、各寺院の現状に即した規程に改編する必要があることにくれぐれもご留意をいただきたい。墓地使用者である檀信徒との結び付きを更に強固するための一つの方法、寺院の将来にむけた前向きな試みと捉え、この報告を役立てていただきたい。

# 目 次

はじめに				•••••	(3)
作成の経	緯	•••••	•••••		. (4)
おわりに				•••••	(8)
宗教法人	「○○寺」墓地「○○霊園」管理使用規程(3	案)			
第1条	(目的)	逐条解	『説(9)	条文	$\zeta(23)$
第2条	(管理者)	"	(9)	"	(23)
第3条	(管理者の権限)	"	(9)	"	(23)
第4条	(墓地の使用者の資格)	"	(11)	"	(23)
第5条	(墓地使用の申込と承諾)	"	(11)	"	(23)
第6条	(墓地使用権の返還)	"	(13)	"	(24)
第7条	(使用者の義務)	"	(13)	"	(24)
第8条	(違反行為による使用契約の解除)	"	(16)	"	(25)
第9条	(使用の継承)	"	(18)	"	(26)
第10条	(管理権に基づく措置)	"	(20)	"	(26)
第11条	(不可抗力による事故の責任)	"	(21)	"	(27)
第12条	(合意管轄)	"	(21)	"	(27)
第13条	(契約の改廃)	"	(21)	"	(27)
附則 …		"	(21)	"	(27)
○○墓地	(霊園) 使用規程施行細則(案)	•••••		•••••	<b>.</b> (28)
様式集					
様式1	○○寺墓地使用申込書			•••••	··(30)
様式2	○○寺墓地使用承諾書			•••••	··(31)
様式3	墓地使用確認申込書				··(32)
様式4	○○寺墓地使用確認書	•••••		•••••	(33)
様式5	○○寺墓地使用権返還書	•••••		•••••	(34)
様式6	祭祀承継者届	•••••			(35)
様式7	祭祀承継者承認願出		•••••	•••••	(26)
文例1	- 墓地使用契約の締結について				(37)

研究・調査プロジェクト報告 2 〈墓地使用約款特別PT〉

# 墓地使用約款作成の経緯

付墓地管理使用規程案(逐条解説) 及び 墓地管理使用規定案(条文のみ)